

移動等円滑化取組計画書

2025年 6月 30日

住 所 岡山市北区下石井2-10-12  
杜の街グレース オフィススクエア 5F  
事業者名 両備ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松田 敏之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

2023年度をもってバリアフリー非対応車両を全廃し、バリアフリー対応車両導入率100%を達成した（適用除外車両を除く）。  
なお、全車両に対するノンステップバス導入率は約30%となっており（適用除外車両を除く）、今後、ノンステップバスの導入率を高めるべく検討する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバスの導入率を高めるべく検討する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用者に対する支援	・車いす利用者の乗降、及び車内での固定のために必要な操作や案内を乗務担当社員が行う。 ・車両の乗降口付近に筆談に使える用具を設置し、求めに応じて使用できるようにする。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの運行、乗務担当社員・係員によるお客様案内の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす利用者の多い路線（高島駅～旭川荘）を対象路線とし、当該路線をノンステップバスにて運行する。</li> <li>・岡山駅、倉敷駅、西大寺などの始発バスセンターへの配車時に、乗務担当社員が下車して案内する等、乗車にお困りのお客様に対する積極的な支援を行う。</li> <li>・天満屋バスセンターにおいては、案内係員により、お困りのお客様に対する支援を行う。</li> </ul>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
デジタル行先表示器	路線バスの車両更新の際、視認性が高いホワイト LED の行先表示器を導入する。
ノンステップバス運行情報の提供	バスロケーションシステムによるノンステップバスの運行情報提供について周知を図る。
標柱に掲載する情報の拡充	経路検索やバスロケーションシステムの QR コードを停留所の標柱に掲載する等、情報サイトへのアクセスを容易にする。
車内の混雑情報の提供	バスロケーションシステムによる車内のリアルタイム混雑状況の提供について周知を図る。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務担当社員の教育の実施	主に新入乗務担当社員を対象に、車いす乗降支援及び固定方法、筆談具の取扱い、高齢者擬似体験といった、高齢者・障がい者の乗降支援に関する教育を実施する。また、救急救命講習及び緊急時対応訓練等の研修を定期的に行い、乗務担当社員の教育の充実を図る。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ステッカー、チラシの活用	ヘルプマークの認識を促すステッカーを車内に掲出し、お客様への周知を図る。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

自社ホームページへの掲載
--------------

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。